

博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科

論文題目 : サイバー空間分裂回避のための越境的データガバナンス規範再構成
一文脈的リスク評価に基づくデータ最小化モデル (CRDM モデル) の提案と「トウキョウ効果」の展開—

申請者 : 片岡 弘

審査委員会 : 主査 教授 後藤 厚宏
副査 教授 大久保 隆夫
副査 教授 桑名 栄二
副査 教授 村上 康二郎

I. 論文内容の要旨

本論文は、サイバー空間分裂回避のための越境的データガバナンス規範再構成について、第I部における越境的データガバナンス規範再構成の必要性と課題の検討、第II部での国際的データガバナンスの分断をもたらす五つの国家施策の分析、第III部での越境的データガバナンス規範再構成の在り方の提示の3部構成で論じている。

第I部では、各国がデジタル主権の名の下に統制を拡張した結果、規範的対立やデータ保護主義が強まり、国際的統一規範の欠如と制度的非対称性が深刻化している現状について示している。具体的には、米国、中国、EUといった大国の規範的衝突は、国際的データガバナンスの調和的構築を阻み、サイバー空間を制度的ブロックへと分断させつつあること。越境的データ移転は、相手国制度の信頼性評価を不可避とする領域であり、GATSの基本原則をそのまま適用することはできないこと。さらに、国際的統一規範を策定するための多国間フォーラムも、大国間における規範的主張の対立により停滞していることである。こうした状況の下では、各国の主権的統制を尊重しつつ国際的相互運用性を確保し得る越境的データガバナンス規範の再構成が不可欠となると主張している。

第II部では、国際的データガバナンスの分断をもたらす五つの国家施策（大国による規範輸出、データローカライゼーション、ガバメントアクセス、越境的ディスカバリ、国家によるデータ流入規制）を分析し、その累積的效果として、多様な制度原理と価値観が併存・競合する多極化したデータ秩序が形成されている点を明らかにしている。これらの領域はいずれも、比例原則およびリスクベースアプローチを基軸とする規範再構成が不可欠であることを示している。

第III部では、DFFT (Data Free Flow with Trust)を指導原理とし、文脈的リスク評価とデータ最小化原則を統合したCRDM (Contextual Risk-Based Data Minimization Model)を提示する。CRDMは、リスクベースアプローチに基づき、データの性質および利用文脈に基づくリスク評価により、段階的にデータ保護措置を

設定し、個人データと非個人データの双方について、柔軟かつ持続可能な越境的データ移転制度の構築を目指すものである。規範再構成にあたっては、特定の大国モデルへの依存を回避する観点から、中堅国・新興国による有志国連携が戦略的に重要となる。日本は、この連携を主導し、新たな規範を大国へと橋渡しすることで国際標準へと昇華させ得る立場にあり、その普及動態を「トウキョウ効果」の展開として位置づけている。

II. 論文審査結果の要旨

第I部において提示されている国家のデジタル主権行使による国際的な分断の課題は、伝統的な基本原則では解決困難であることを、先行研究の詳細分析を含め、具体的に示しており、単独の提言書としても価値がある。

第II部で示された「複層的なリスク評価に基づく制度設計を通じて、透明性と相互運用性を持続的に確保し得る新たな国際的枠組みの構築」の必要性、および、その実現に向けて、「規範的対立を先鋭化させている大国主導の枠組みへの過度な依存を回避しながら、中堅国や新興国の主導により、各国の主権的統制を尊重しながら国際的相互運用性を確保し得る新たな国際規範を策定する方策」についての分析は、今の国際情勢および我が国の立ち位置の両面で重要である。

さらに第III部で提案する CRDM は、DFFT を指導原理とし、文脈的リスク評価とデータ最小化原則を統合することによって、形式的・一律的な禁止措置に依拠するのではなく、リスクベースアプローチとデータ最小化原則を統合することにより、個人データと非個人データの双方について、越境的データ移転に柔軟かつ合理的に対応し得る持続可能な制度的枠組みを構築し得る点において高く評価できる。加えて、提案する越境的データガバナンス規範再構成の実現のためのロードマップについて、DFFT の提唱者である我が国が中心的担い手となることにより、有志国連携による規範が徐々に大国にも受容される国際基準として定着するという「トウキョウ効果」として提示できていることは、本研究の意義を明確にし、目指す将来像を具体的に示している。

なお、本研究での提言は、我が国の政策立案者に提示し、十分な議論を行うことができれば、本論文はより説得力を持ったであろう。しかし、上記の点は本論文の博士（情報学）の論文としての意義を否定するものではない。

以上の理由から、本論文は、博士（情報学）の論文として合格と認められる。

III. 審査経過

本審査委員会は、2026年1月21日に論文内容とこれに関連する事項について口述試問を行った。審査に当たっては、博士学位のディプロマ・ポリシーに基づいて総合的に評価し、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。